

第4次富田林市障がい者計画

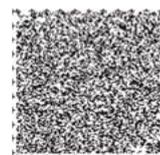
2018(平成30)年度～2026年度



2018(平成30)年3月
富 田 林 市

音声コード付与について

この計画には、目の不自由な方等への情報提供に役立てられている「音声コード」を採用しています。なお、文字数の制限等により、内容が異なる場合があります。



1 計画策定の背景と趣旨

富田林市では、2008(平成 20)年 3 月に「第 3 次富田林市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域・家庭において自立した生活が送れるよう、障がい者施策を充実するとともに、助け合いを充実し、みんなで支え合う福祉のコミュニティづくりを進めてきました。

今後も引き続き、社会情勢やニーズ等を踏まえながら、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに 2018(平成 30)年度を初年度とした「第 4 次富田林市障がい者計画(以下「本計画」という。)」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、2018(平成 30)年度から 2026 年度までの 9 年間に計画期間とします。

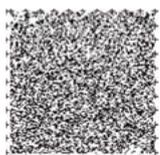
年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
計画	第 4 次富田林市障がい者計画								
	第 5 期富田林市障がい福祉計画			第 6 期富田林市障がい福祉計画			第 7 期富田林市障がい福祉計画		
	第 1 期富田林市障がい児福祉計画			第 2 期富田林市障がい児福祉計画			第 3 期富田林市障がい児福祉計画		

3 基本理念

本計画においては、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」のめざす方向を受けて、「障がいのある人もない人も ともに生き ともに理解し合い ともに参加できるまち 富田林」を基本理念として、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりをめざしていきます。

〔基本理念〕

**障がいのある人もない人も
ともに生き ともに理解し合い
ともに参加できるまち 富田林**



4 施策の体系

基本理念を踏まえて、本計画を推進する上での基本方針と基本施策を以下のように設定しました。

〔基本理念〕

〔基本方針〕

〔基本施策〕

障がいのある人もない人も
ともに理解し合い
ともに参加できるまち

富田林

1 ともに安心して暮らせる
地域づくり
～理解促進～

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 福祉教育や交流活動の推進
- (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (4) 地域福祉活動の推進

2 安心して快適に暮らせる
まちづくり
～生活支援～

- (1) 地域生活支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 人権・権利擁護等の推進
- (4) 相談支援体制の充実
- (5) スポーツ・文化芸術活動の振興

3 誰もが暮らしやすい
福祉のまちづくり
～生活環境～

- (1) 福祉的なまちづくりの推進
- (2) 移動・交通対策の推進
- (3) 防災、防犯対策の推進

4 子どもの特性に応じた
保育・教育環境づくり
～教育・育成～

- (1) 療育の充実
- (2) 障がい児福祉サービスの充実
- (3) インクルーシブ教育の推進

5 自分に合った働き方が
実現できる環境づくり
～雇用・就業～

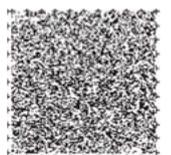
- (1) 雇用の促進と就労機会の拡大
- (2) 福祉的就労の充実

6 健康に暮らし続けられる
環境づくり
～保健・医療～

- (1) 母子保健対策の推進
- (2) 成人保健対策の推進
- (3) 医療体制等の充実

7 ふれあい、支え合う
まちづくり
～情報・コミュニケーション～

- (1) 情報バリアフリー化の推進
- (2) コミュニケーション
支援体制の充実



5 基本方針

1 ともに安心して暮らせる地域づくり ～理解促進～

障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

2 安心して快適に暮らせるまちづくり ～生活支援～

日常生活を支援するための福祉サービスや、身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。また、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

3 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり ～生活環境～

公共施設等のバリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を推進します。また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、移動・交通対策や防災対策・避難体制の強化に努めます。

4 子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり ～教育・育成～

障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、インクルーシブ教育の考えを踏まえた、地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

5 自分に合った働き方が実現できる環境づくり ～雇用・就業～

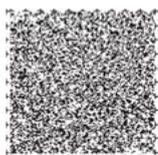
障がい特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

6 健康に暮らし続けられる環境づくり ～保健・医療～

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに継続した保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

7 ふれあい、支え合うまちづくり ～情報・コミュニケーション～

障がいのある人が情報を入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進するとともに、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。



6 基本施策別の方向性と取り組み

1 ともに安心して暮らせる地域づくり ～理解促進～

1 広報啓発活動の推進

障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、障がい者団体との連携等の活動のさらなる充実を図ります。

2 福祉教育や交流活動の推進

障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、障がいのある人が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、さまざまな合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

4 地域福祉活動の推進

ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

2 安心して快適に暮らせるまちづくり ～生活支援～

1 地域生活支援体制の充実

多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、支援体制の充実を図ります。

2 福祉サービスの充実

日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを、障がい特性に合わせて総合的に提供します。また、年金、医療費助成等による経済的支援を実施します。

3 人権・権利擁護等の推進

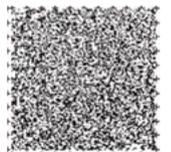
成年後見制度等の利用を促進するとともに、障がい者虐待の防止および早期発見のための体制を整えます。

4 相談支援体制の充実

保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。

5 スポーツ・文化芸術活動の振興

さまざまな生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取り組みや障がいのある人のニーズの多様化に対応した取り組みを行い、社会的活動への参加促進を図ります。





3 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり ～生活環境～

1 福祉的なまちづくりの推進

障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、福祉的なまちづくりを推進します。

2 移動・交通対策の推進

障がいのある人が公共交通機関を利用しやすい環境整備を働きかけていくとともに、障がいのある人に対する移動支援の充実を図ります。

3 防災、防犯対策の推進

障がいのある人に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策、また、地域住民や関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。

4 子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり ～教育・育成～

1 療育の充実

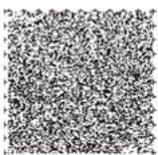
教育・福祉・保健・子育てなどの連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図るとともに、ネットワーク等の構築をめざします。

2 障がい児福祉サービスの充実

障がいのある子どもと障がいのない子ども、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、関係機関と連携し、連続的な障がい児福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

3 インクルーシブ教育の推進

個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを引き続き進めていきます。また、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。





5 自分に合った働き方が実現できる環境づくり ～雇用・就業～

1 雇用の促進と 就労機会の 拡大

障がいのある人の能力や適正に応じた就労の場を確保します。また、雇用の拡大の促進と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策の充実を図ります。

2 福祉的就労の 充実

日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する関係機関を通じ、今後も需要を把握するとともに、広報活動や整備の促進に向けた取り組みを進めます。



6 健康に暮らし続けられる環境づくり ～保健・医療～

1 母子保健対策 の推進

障がいの早期発見と早期療育に努めるとともに、健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

2 成人保健対策 の推進

糖尿病等の生活習慣病による障がいを防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。また、より多くの市民が各種健康に関する正しい知識の普及を図ります。

3 医療体制等の 充実

身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。



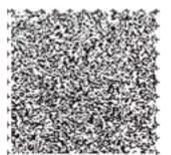
7 ふれあい、支え合うまちづくり ～情報・コミュニケーション～

1 情報バリア フリー化の 推進

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるように、障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

2 コミュニケー ション支援 体制の充実

障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーションに関する支援体制の充実を図るとともに、さまざまなイベント等の地域交流や活動に参加しやすい環境を整えます。



7 計画の推進

施策相互の連携・ネットワーク化	<p>本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」「富田林市地域福祉計画」「富田林市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の上位・関連計画との連携を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、障がい者地域自立支援協議会や関係機関および庁内関係各課による連携を強化し、総合的な障がい者施策の展開に取り組めます。</p>
国、大阪府、近隣市町村との連携	<p>本計画の内容は、本市単独で対応できないものも含まれています。国や大阪府の事業や施設を利用することが必要なもの、近隣の市町村と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。</p>
市民、民間団体、事業者との連携	<p>本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体および事業者の協力を得ることが不可欠であり、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、市民、民間団体、事業者の取り組みを積極的に支援していきます。</p> <p>また、障がいのある人の地域生活の支援を充実していくためにも、保健・医療・福祉関係等による連携を図ります。</p>
点検および評価の考え方	<p>本計画に位置付けた施策の推進状況や進捗状況については、「富田林市障がい者施策推進協議会」において、点検および評価を行い、計画の効果的かつ継続的な推進を図ります。</p>



第4次富田林市障がい者計画

発行年月：2018（平成30）年3月

編集・発行：富田林市子育て福祉部障がい福祉課

電話：0721-25-1000

<http://www.city.tondabayashi.lg.jp>

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

F A X：0721-25-3123

E-mail: fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

